

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	苫小牧看護専門学校
設置者名	一般社団法人 苫小牧市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	66 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://tomakan.jp/info.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	苫小牧看護専門学校
設置者名	一般社団法人 苫小牧市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校管理者会議
役割	学校の円滑な運営をはかることを目的とし、学則第 25 条及び各種会議規定に基づき学校管理者会議を設けている。 会議の構成員は各種会議規定第 2 条に基づき、外部人材としては「(5) その他学校長が特に必要と認めた者」を選任している。 学校管理者会議は次の各号に掲げる事項について協議する。 (1) 教育に関する事項、(2) 学則に関する事項、(3) 学校施設に関する事項、(4) その他学校運営に関する事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
市内病院 院長	令和 7 年 6 月 27 日～終期末定	
市内病院 副院長	令和 7 年 6 月 27 日～終期末定	
市内クリニック 院長	令和 7 年 6 月 27 日～終期末定	
市内病院 理事長	令和 7 年 6 月 27 日～終期末定	
市内病院 名誉院長	令和 7 年 6 月 27 日～終期末定	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	苫小牧看護専門学校
設置者名	一般社団法人 苫小牧市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・毎年年度末に授業評価をもとに授業計画書を見直し、修正している。 ・授業科目ごとに科目名、単位数及び時間数、講義時期、担当講師名、ねらい及び到達目標、学習内容及び学習方法、評価方法、テキストを記載した授業計画書を作成している。 ・学生への授業計画書の公表は、学内閲覧システムを用いているほか、ホームページにも掲載している、 ・1年次4月にカリキュラム・授業計画書の説明を行っている。また、各科目の開始時に授業計画書を説明している。 ・実習要項は、科目名、実習のねらい、目的、目標、目標のための学習活動、実習方法、評価基準を記載し、実習開始前に学生に配布し、説明している。 ・1年次4月に学校生活ガイダンス(便覧)を学生に配布し、評価及び履修の認定に関する学則・規程を説明している。	
授業計画書の公表方法	https://tomakan.jp/info.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・授業科目の評価は、学則・細則規程の評価及び履修の認定に関する規程に基づき行っている。評価方法は、筆記試験、レポート、技術試験など当該科目を担当する教員・講師が評価計画を立案して評価している。 ・評価については、各科目の授業開始時に担当する教員・講師が評価方法について説明している。レポート・技術試験の場合は、あらかじめ評価基準・評価資料を学生に説明している。 ・臨地実習の場合は、実習開始前のオリエンテーションで評価基準・評価資料を説明している。実習指導者と教員で客観的な評価を行っている。 【評価及び履修の認定】 (授業科目の評価) 第 9 条 学習の評価は授業科目ごとに行う。 2 評価は優、良、可、不可の 4 段階で行い、可以上を合格とする。 3 試験を受験できなかった者は、所定の手続きを経て 1 回に限り追試験を受けることができる。 4 試験の結果が不合格の者は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。 (単位の認定) 第 10 条 学生が授業科目を履修し、その授業科目の評価において合格した場合は単位を認定する。 2 単位修得の認定は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・履修科目の成績評価は、学則・細則の評価及び履修の認定に関する規程に基づき、100 点を満点とし、60 点以上をもって 合格とする。100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不可とする。 ・客観的な指標の公表については、前記の内容に係る規程等を掲載した学校生活ガイダンス（便覧）を入学時に学生に配布・説明している。 ・客観的な指標はホームページに掲載していないが、今後ホームページへの掲載を検討していく。 ・履修科目全科目の合計点を平均し、100 点満点にて算出する。成績下位 1/4 の学生数は、学年学生数×1/4 にて算定(小数点未満切捨) 成績下位 1/4 に該当する指標の得点を示す。また、成績の分布についても示すものとする。 ・今後は GPA 指標についても導入を検討する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://tomakan.jp/info.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【卒業認定】

第 11 条 卒業認定は、本校において 3 年以上在籍し学科目標及び臨地実習のすべての単位を修得している者について、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。

2 卒業の認定は、当該年度 2 月の学校管理者会議において行う。

3 卒業認定した者に対し、卒業証書を授与する。

4 卒業した者には、文部科学大臣告示（平成 6 年文部省告示第 84 号）により専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://tomakan.jp/info.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	苫小牧看護専門学校
設置者名	一般社団法人 苫小牧市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示
収支計算書又は損益計算書	主たる事務所に備え置き、請求に応じ閲覧対応
財産目録	
事業報告書	主たる事務所に備え置き、請求に応じ閲覧対応
監事による監査報告（書）	主たる事務所に備え置き、請求に応じ閲覧対応

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療関係		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2,795 時間 103 単位	2,075 時 間/ 67 単位		920 時間 /23 単位		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
200 人		150 人	0 人	11 人	153 人	164 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業計画書の作成は、学内専任教員が担当科目を検討後、教務会議で協議し決定する。作成した授業計画書は学内閲覧システム・学校ホームページを用いて学生に公表している。学生には、年度始め、科目開講時に説明している。また、外部講師へも説明している。1年次4月に学校生活ガイダンス（便覧）を配布し、学生に履修方法や評価方法を説明している。授業の実施にあたっては、実技・演習を含めた講義や実習により、修学年限3年間で103単位/2,795時間の教育課程を実施する。
成績評価の基準・方法
（概要）学則・細則規程の評価及び履修の認定に基づき成績評価を行う。 【授業科目の評価】 第9条 学習の評価は授業科目ごとに行う。 2 評価は優、良、可、不可の4段階で行い、可以上を合格とする。 3 試験を受験できなかった者は、所定の手続きを経て1回に限り追試験を受けることができる。 4 試験の結果が不合格の者は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則・細則規程の単位認定、卒業認定に基づき行う。 【単位の認定】 第10条 学生が授業科目を履修し、その授業科目の評価において合格した場合は単

位を認定する。 2 単位修得の認定は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。 【卒業認定】 第 11 条 卒業認定は、本校において 3 年以上在籍し学科目標及び臨地実習のすべての単位を修得している者について、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。 2 卒業の認定は、当該年度 2 月の学校管理者会議において行う。 3 卒業認定した者に対し、卒業証書を授与する。 4 卒業した者には、文部科学大臣告示（平成 6 年文部省告示第 84 号）により専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
学修支援等
（概要） ・学習評価、成績を把握し、課題が多い学生に対して個別的な指導を行っている。 ・実習前には学内学習の時間、実習後には課題解決のための時間を設け、学生が主体的・効果的に学習ができるように支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
46 人 (100%)	0 人 (0 %)	46 人 (100%)	0 人 (0 %)
（主な就職、業界等） 医療機関			
（就職指導内容） ・進路についての個別相談、就職説明会、病院見学やインターンシップ等の情報提供をしている。 ・3 年次は、就職試験に向けて履歴書の書き方、小論文や面接指導を行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 卒業時に得られる資格 ・看護師国家試験受験資格 ・保健師・助産師養成機関の受験資格 ・専門士（医療専門課程）の称号授与			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
164 人	12 人	7.3%
（中途退学の主な理由） ・進路変更		

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ・担当の教員による個別面談を定期的に行っている。
- ・必要時、家族とともに心理的サポートをする。
- ・成績低迷者や希望者に個別的な学習支援を行っている。
- ・行事等を通して、モチベーションの維持・向上を図る。

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	180,000 円	600,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検・自己評価委員会が自己点検・自己評価結果を学校管理者会議において報告する。結果は、ホームページに掲載 https://tomakan.jp/info.html		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
【学校関係者評価】 ・学校関係者評価は、自己点検・自己評価委員会の自己点検・自己評価の結果に基づき、学校管理者会議の構成員とさらに内容を協議し、改善策を検討する。 ・評価項目は以下とする。 ①学校運営、②教育活動、③学修成果、④学生支援、⑤教育環境、⑥学生募集と受け入れ、⑦財務、⑧法令遵守、⑨社会貢献・地域貢献 ・原則として、年1回開催する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
病院	令和7年6月27日～ 終期末定	その他学校長が特に必要と認めた者
病院	令和7年6月27日～ 終期末定	その他学校長が特に必要と認めた者
病院	令和7年6月27日～ 終期末定	その他学校長が特に必要と認めた者
病院	令和7年6月27日～ 終期末定	その他学校長が特に必要と認めた者
病院	令和7年6月27日～ 終期末定	その他学校長が特に必要と認めた者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校関係者評価については、ホームページに掲載 https://tomakan.jp/info.html		
(備考)		
・第三者評価は未実施。次年度以降の実施を検討中。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://tomakan.jp>